

令和元年12月

お客さま 各位

高山信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた各種預金規定の改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

本改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引内容や状況等に応じお取引の目的やお客さまに関する情報等を窓口や郵便等で再度ご確認させていただく場合がございます。その際には、各種確認資料等のご提示やご提出をお願いすることがございますので、何卒ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫が願う確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定する預金規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定（スーパー積金）
- ・しんきんインターネットバンキング利用規定
- ・しんきん法人インターネットバンキング利用規定
- ・たかしんキャッシュカード規定

2. 改定日

令和2年2月3日

3. 主な改定内容

「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」に以下の条項を新設・追加いたします。
その他の規定においても同様の改定を行います。

【取引制限条項】の新設
(取引制限等)
(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

【解約等】条項での一部追加・変更（下線部分）
(解約等)
(1) (略)
(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
②この預金の預金者が 8.(1)項に違反した場合
<u>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u>
④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
(3) ~ (5) (略)

以上